

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成21年3月9日（金）16：30～17：50
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：新司法試験の選択科目の見直し、予備試験の制度設計、新司法試験考査委員の選定の公平性、透明性の確保について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、安念委員、阿部専門委員、鈴木参考人
【法務省】大臣官房 人事課 課付 山口 久枝 氏
大臣官房 司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏
部付 野原 一郎 氏

○福井主査 それでは「法務・資格TF」を開催させていただきます。

本日は「新司法試験選択科目の見直し」、「新司法試験の予備試験の制度設計」、「新司法試験考査委員の選定の公平性、透明性の確保」、「司法試験問題に関する情報公開の推進」の4点につきまして、お話を伺えればと存じます。

それでは、冒頭に御説明をいただきました後、質疑応答とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐々木参事官 それでは、いつものように私ども、司法法制部の参事官佐々木、部付野原、人事課の課付山口で参っております。

まず、御質問をいただいていることにつきまして、お答えしたいと思います。

1つ目の「新司法試験の選択科目の見直し」についてという御質問の関係でございますが、これについて御説明いたします。

前々から御会議のヒアリングでも申し上げておりますけれども、新司法試験の選択科目につきましては、いよいよ見直し時期がきたということで、現在までに3回の幹事会を開催いたしております。

そこでの現在の検討状況について御説明申し上げますが、まずは司法試験委員会が、全法科大学院74校に対しまして、各法科大学院における授業科目の内容について照会しております。その結果については、現在、集計作業中でございます。この照会に対する回答は、昨年末を締め切りとしていたのですが、一部の法科大学院からの回答が遅れたり、回答に不備があったりした上、こちらも全74校の3年間のすべての展開選択科目、法律基礎科目について、網羅的に調査しようとしておりますので、科目数が膨大になったなどいろいろございまして、この回答結果の整理等に大いに時間を費やしているところでございます。

これは一番重要な基礎調査になりますので、網羅的に不公平のないように、資料収集をしたいと考えてやっております。

また、幹事会におきましては、選択科目に関する実務的な重要性や社会的ニーズに関する資料の収集についても行ってございまして、具体的には一般に公開されている資料を収集したり、最高裁判

所、関係省庁などに問い合わせをするなどして順次取り進めている最中でございます。

これまでに日弁連が平成 19 年～平成 20 年にかけて実施いたしました「弁護士のニーズに関する調査結果」、あるいは現在の選択科目に関連した訴訟事件数などの資料収集を進めているところもございます。

更に幹事会では、平成 21 年の新司法試験の選択科目別の出願人数等のデータについても収集するなどして検討しているところでございます。

なるべく広い調査をやろうとして、データの収集はしておるところでございますが、人手の関係もあって、つらい作業になってございます。

今後の幹事会におきましては、司法試験委員会の照会に対する法科大学院からの回答結果をまとめたものについて、さらに分析を進めていったり、社会的ニーズ等に関する資料の収集、検討を行ったり、選択科目別の出願状況等の検討を引き続き進めていくことにしております。

そのほかにも、司法修習の状況、特に選択型実務修習のカリキュラムについて調査したり、いろいろな候補科目の範囲の明確性、体系化、標準化等の関係についても検討していきたいと考えております。

それらの結果がある程度まとまりました段階で、司法試験委員会に報告する予定でございます。

2 つ目の予備試験の制度設計に関する御質問でございますが、平成 23 年から実施される予備試験につきましては、現在司法試験委員会においてその実施に関する事項を協議している最中でございます。

これまでの検討状況について御説明申し上げますと、予備試験につきましては、平成 20 年 2 月から司法試験委員会において協議がされ始めまして、21 年 1 月の司法試験委員会で予備試験の実施方針案が取りまとめられまして、この実施方針案につきましては、今年の 2 月 13 日～3 月 6 日までの間に意見募集が行われております。

この実施方針案につきましては、本日資料として提出させていただきました 1 枚目の「予備試験の実施方針について（案）」となっている紙と同じものでございます。

冒頭の第 1 のところでは、一般的に配慮すべき事項として、予備試験の目的は法科大学院修了程度の能力を判定することであり、その能力を適切に判定することが必要であることが記載されております。また、法科大学院を経由しない人にも公平に新司法試験の受験資格が与えられる必要があることなどが述べられてございます。

第 2 以降には、短答式、論文式、口述と段階的に実施される試験の概要が示されております。

これらの試験の方針を定めるに当たって、特に重点的に検討を要するものとされたのが、一般教養科目と法律実務基礎科目の内容でございまして、これらについては有識者の意見を聴取することといたしまして、一般教養科目の出題の在り方や、法律実務基礎科目の出題の在り方などについて有識者のヒアリングが行われたところであります。

また、法科大学院の教育の実施状況を踏まえる必要もありますことから、この過程で法科大学院から法律実務基礎科目の実施状況についてアンケートを行って、試験問題などの資料も収集したところでございます。

今回示された実施方針の案では短答式試験を1日、論文式試験を2日で筆記試験を行い、その後に、口述試験が行われることとされておりまして、合否は総合得点で判定すること、最低ライン点は、予備試験の実施状況を踏まえて定めることを検討すること、法科大学院の教育の実情に応じて、必要な見直しを行うことなどの方針が示されております。

今後は、意見募集の結果等を踏まえて、更に検討協議がされるものと承知してございます。

3月6日に意見募集が終わっておりますが、そこでどういう結論が出てきたかというところまではまだまとめておりませんので、これも早急に手をつけてまとめていくことになると思います。

3つ目の御質問でございますが、「新司法試験考査委員の選定の公平性、透明性の確保」という問題についてです。

司法試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づきまして、法務大臣が任命することとされておりますが、司法試験考査委員にふさわしい方を選任するため、経歴については勿論のこと、研究論文、著作物等の研究業績や教育歴等についての情報を収集し、これを勘案した上で選任が行われております。

また、選任された考査委員につきましては、法務省のホームページにおいて掲載して、官報により公告しているところであります。

4つ目、最後の御質問は「司法試験問題に関する情報公開の推進」という問題についてでございます。

これにつきましては、資料としてあらかじめ御提出しております。「平成20年新司法試験出題の趣旨」「新司法試験採点方針」「採点実感」等、「ヒアリングの結果」、こういったものが資料になってございます。

司法試験の試験問題につきましては、試験実施後速やかに法務省ホームページにおいて、掲載しておりますし、また、司法試験の受験者には試験問題の持ち帰りを認めてございます。そのほかにも、短答式試験のマークシート、あるいは論文式試験の答案用紙につきましても、法務省ホームページに掲載しております。ですから、実際にどのような紙に書くのかということも公表しております。

それから、短答式試験の正解と配点、論文式試験の出題の趣旨につきましても、法務省のホームページで掲載して公表しております。

また、採点実感等に関する情報を提供するため、平成20年新司法試験からは全科目について新たに採点方針、採点実感等の文章を詳細に作成して公表するようにしてございます。

このほか、司法試験委員会では考査委員のヒアリングを行っておりまして、司法試験の実施結果、とりわけ採点した考査委員の意見として、具体的な答案に表れた問題点や今後の出題方針、今後の法科大学院教育に求めるものなどについての情報提供も行っているところでございます。

このように、従来から公表しているものもありますが、御会議の方からいろいろと御指摘をいただいたことも踏まえて、その内容を詳細かつ充実化して来ているわけでございます。

以上、冒頭の御説明とさせていただきます。

○福井主査 それでは、質疑とさせていただきます。

まず、選択科目ですが、現在法科大学院からの調査結果を集約中ということですか。

○佐々木参事官 現在、集約している最中でございます。

○福井主査 その成果はいつとりまとめられますか。

○佐々木参事官 可及的速やかには考えているのですが、なかなか膨大であって、着実には進んでおります。

○福井主査 内容は以前からお示ししている、今回の質問事項の別紙のような項目がわかるような基礎情報が既に収集されていると理解していいですか。

○佐々木参事官 別紙の1などはそのとおりでございます。

○福井主査 特に法科大学院関係ですね。法科大学院関係では1が中心でしょうね。

○野原部付 これは調査されています。

○福井主査 2以下の観点はどうですか。

○野原部付 2以下の関係は、法科大学院に聞いても仕方がないので、特に法科大学院には聞いていません。

○福井主査 現在の検討状況はどうですか。

○野原部付 やっているものとやっていないものと、というところです。

○福井主査 具体的に教えてもらえますか。

○佐々木参事官 2の司法試験における選択科目ごとの合格率というのは、従来からデータが公表をされています。

3の明確性、体系性、標準化というのは、順次手をつけていこうとしているのですが、その候補にならない科目について調べても仕方がないので、ある程度1の検討などで、絞られてから手をつけていくということです。

○福井主査 候補にならないということですか。

○佐々木参事官 要するに、追加と削除がありまして、現行の8科目については手をつけつつありますが、ただ、新規に追加すべきものがあるかというときには、ある程度候補を絞ってからという意味でございます。

○福井主査 それはそうでしょうけれども、基本的にこれは現行の科目のことを主として、少なくとも最低限必要なのは現行科目の検証ですから、現在ある選択科目ごとに、例えば体系化、標準化などを調査いただくというのは、少なくとも最低限の前提ですね。

具体的にはどういうふうに作業されますか。

○佐々木参事官 まず、公刊物を見て調査をしていくことから始まると思います。

○福井主査 教科書的なものとか、あるいは解説書的なものということですか。

○佐々木参事官 まず、きちっとした解説書というか体系書がないものというのは、学ぶ方もきちっと学ばませんので、そういうものがどうなっているかというところから手をつけていくと考えております。

○福井主査 科目によっては、例えば個別法令のそれぞれの成り立ち、趣旨、目的とか、要件効果を、ただ条文の順番に、言わばコンメンタールの的に解説したものが、いわゆる教科書とされるもの

の大部分を占めるという科目もなきにしもあらずということをお伺いしております。一部の科目については私どもでも確認したところ、そういうものが見受けられなくもないのですが、そういった条文解説的なものは、体系とはいいかねます。どういう場合に体系化、標準化ないしその方法論が備わっているかと考えるのかについての基準はどう考えておられますか。

○佐々木参事官 基準については、幹事会の方で現在検討しているところでありまして、そこがある程度まとまった考え方を、時期を見て打ち出すのだと考えております。

○福井主査 例えば今のような、個別法令の、いわゆるエンサイクロペディアのようなものであるならば、試験科目にはなじみません。では、どうであればいいのかということについて、一般則的な共通理解はないのですか。

○佐々木参事官 そこは今、幹事会が検討しておりますので、個人的に何とも答えようがありません。

○福井主査 幹事会としても勿論検討していただければいいのですが、法務省としても司法試験の考え方があるはずです。

○佐々木参事官 司法試験委員会の下に置かれた幹事会が今、検討しておりますので、適正にされるものと期待しています。

○福井主査 これももともとは内閣としてお願いしていることです。勿論、幹事会なりで検討いただいたり、あるいは司法試験委員会として議論いただくのは結構ですが、内閣の一員たる法務省として主体的に関与していただくべきものです。まさに法曹の卵に必要なかどうか、将来的に有用かどうか。個別の条文解説であれば、所管官庁やあるいは関係の研究者などの注釈書を、必要が生じたつど読めばいいということになります。必ずしも学生時代に一旦体系として頭の中にしまっておく必然性はありません。

そうではなく、方法論的な意味で、民事法なら民事法、行政法なら行政法の原理原則、すなわち方法論が伝統的な科目には少なくとも存在しています。総論と言えれば必ずこういうことをやる、各論ではこういうことをやる、債権法や、訴訟法と言えればこういうことを勉強する、という、細かい差異はあっても共通理解があるわけですが、そういうものが必ずしもないものについて、条文をなぞるとということでは体系化、標準化という段階には至っていない。固有の方法論とは何かという点を密に詰めて検証いただきたいのです。

○佐々木参事官 そこは今、主査から御示唆いただいた観点というものも、持ち帰って、幹事会に伝えるようにしたいと思います。

○福井主査 例えば刑事法、行政法、憲法あるいは民法、商法、訴訟法などは、実定法の条文だけでなく、比較的古くから確立した方法なり分析手法があることについて、それほど多くの方の理解は変わらないと思います。しかし、実定法を細分化し始めたらきりがなくて、ある実定法の中に個別の行政処分があるとすれば、それは行政法の問題かもしれない。刑事罰があれば、刑事法の問題かもしれない。私的契約の問題が出てくると、それは民事法の問題かもしれない。それぞれを要素還元したときに、言わば伝統的法学体系の中に収斂してしまうような分野でほぼ成り立っている科目があるとすると、対象をくくり出して議論する意味がどの程度あるのか、という点が大きなポイント

イントです。

もし、固有の方法が存在しないのであれば、基本分野の科目を学ばば十分でしょう。個別法令については、それに即して実務家になってから学んでいただくことが十分可能だということになります。そこはきちんと検証していただきたいのです。何となく体裁が整っているように見えるということではなくて、今までの伝統的方法論とは何が違うのか、ということです。

そういう意味で、4番も関係があるのです。選択科目ごとに、その方法論を聞いているのか、あるいは条文の知識を聞いているのかというのは非常に重要な点でありまして、これも物の見方によっては、固有の選択科目の体系的な思考を聞いているわけではなくて、個別の法律条文なり法律の成り立ちなり判例なりに関する事で、還元すればほかの体系と共通のことを聞いているのではないか、という評価がある問題が存在すると聞いています。出題として、独自の選択科目に関する体系、法的思考を問うているのか、という点は非常に重要です。

その点を、幹事会なり司法試験委員会に丸投げされても困ります。法務省として、内閣の一員として、どういうことを検証しようとしているのかについて、きちんとお伝えいただいて、その趣旨に添う形で、かつ私どもも十分理解し納得できる形で検証結果を逐次お知らせいただく必要があると考えております。その点十分御協力いただけるようお願いいたします。

○佐々木参事官 丸投げという表現は、ここで議論しても不毛な議論になってしまうと思うのですが、今、主査からいろいろ御指摘いただいた観点というものは、きちっと幹事会を通じて司法試験委員会に伝えて、しかるべく対応をとってもらうように、取り計らいたいと思います。

○福井主査 予備試験ですけれども、この実施方針の中で、今まで決まっていなかったことで、今回の実施方針で初めて決めたいと思うポイントは何でしょうか。細かいことを除いて、予備試験の出題に関して、これまでに決まっていなかったこと、あるいは議論をされていなかった内容は含まれているのでしょうか。

○山口課付 予備試験に関しては、司法試験法に、例えば短答式試験で実施する試験科目ですとか論文式試験の科目、口述の科目ということについては、法定されているわけでございます。

しかし、例えば、具体的に実施日程をどうするのか。短答式試験は大体何日ぐらい、論文式試験を何日ぐらいで具体的に実施していくのかということについては、勿論、法文には書いていないところでは。

また、科目としましては、法律実務基礎科目ということは法律上記載されている文言ですけれども、その中身として、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、及び法曹倫理になるということについて明示している点も、新しく方針として、現時点で示されているものということになります。

○福井主査 科目名を特定したというのは初めてなのですか。

○山口課付 科目名そのものは法文に記載されております。ただ、その中身は、法文そのものでは明らかではありません。例えば、一般教養科目の出題範囲は人文、自然、社会、英語とするとか、そういった中身については今回の案ではじめて示されたということになります。

これも現時点でパブリック・コメントに諮っている案ということですので、意見を踏まえてさらに協議されると思います。

○福井主査 一般教養というのは、例えば公務員試験の一般教養みたいなイメージを持っておられるのですか。

○山口課付 公務員試験の一般教養というのが何をねらいとしているかによるわけですが。

○福井主査 皆さん公務員試験を受けていないのですね。中学受験の問題みたいなものが並んでいるのです。それは一定の評価を込めて申し上げているわけです。

○佐々木参事官 公務員として、ジェネラリストとして必要な一般的な教養と、一般的な頭の回転を量ろうとするのでは。司法試験の場合には、それも必要かもしれないけれども、法律家としての法的思考になじんでいるんだろうとか、その法的思考を展開する上で、非常識なことにならないような常識的な基盤があるとか、若干見る角度が違っていると考えておりますが。

○福井主査 例えば予備試験の合計点の上位から、どれくらいを採るなど、要するにウエイトづけについては、何か考えはあるのですか。例えば短答式試験が、5条の2項に憲法、行政法、民法、商法、民訴、刑訴、刑法、一般教養と8項目あるのですが、これは8分の1ずつの配点になるのですか。その辺は決まっていないのですか。

○山口課付 実施方針案の3ページと4ページに記載しておりますけれども、いずれも2番に記載しております。「試験時間、問題数、配点等」という項目です。

例えば、3ページの2番をごらんいただきますと、短答式試験について記載してありますが、四角の中の○の下から2番目ですが、配点は法律基本科目ごとに同一とし、法律基本科目全体と一般教養科目の配点は概ね試験時間に応じた者ものとするを基本とし、例えば法律基本科目の合計210点、これは1科目当たり30点になるんですけれども。それに対して、一般教養科目90点などと書かれております。

○福井主査 それはどこに書いてあるのですか。

○山口課付 3ページの2番です。

○福井主査 2番の四角の中ですか。

○山口課付 ○の上から3つ目です。そこで「例えば、法律基本科目の合計210点（1科目当たり30点）に対して、一般教養科目90点として、7対3とすることが考えられる」ということで、短答式試験では、例えばこういうウエイトが考えられるということが示されています。

1枚めくっていただきまして、論文式試験ですけれども、2番の同じく「試験時間、問題数、配点等」のところに3つあるうちの一番下の○です。

「配点は、法律基本科目ごとに同一とし、一般教養科目についても同様とする。法律基本科目と法律実務基礎科目の配点の比率は、7対2とし、例えば法律基本科目の合計350点(1科目当たり50点)、一般教養科目50点に対して、法律実務基礎科目100点(民事、刑事それぞれ50点)とすることが考えられる」と記載されておりますので、試験の配点の枠組みの案が示されております。

○福井主査 これは短答で1回ふるいにかけて、残りの人に論文を受けさせるということですか。

○山口課付 そうです。

○福井主査 短答に受かった人はその年だけ有効なのですか。

○山口課付 そうです。法文上はそうなっています。

○福井主査 次の年に持ち越しはできないようになっているわけですか。

○山口課付 できません。

○福井主査 その趣旨は何ですか。税理士試験だと科目ごとに順番に受けられます。司法試験本体でも似たような議論がありうるのですが、一遍にすべての科目を受けて通らなければいけないという考え方ですか。そうでないといけないのかどうか、という議論はあったのですか。

○山口課付 立法当時にその議論がどうであったのか、本日、その議論の状況は、定かではありません。

○佐々木参事官 立法の正確な趣旨については、今準備していませんので、持ち帰ってそれはお答えするようにいたします。

○福井主査 条文上そう読めますか。例えば短答は受かって、論文が落ちた方の短答については、次の年に免除してはいけないと今の条文で読めるのですか。

○山口課付 旧司法試験の条文と対比していただければと思いますが、旧司法試験の方は、論文式試験に合格した場合に、口述で落ちると、次の年だけ筆記試験が免除されることになっております。その明文規定が旧司法試験の場合はあるわけです。予備試験については、そのような免除の規定はないということになっております。

○安念委員 むしろ反対解釈ですね。

○福井主査 確認規定かもしれない。例えば5条の3項を見ると、論文式による筆記試験は短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う、とある。これはいつの短答による筆記試験とは書いていないのです。解釈として、条文だけ素直に見る限り、別に去年のものを読んではいけないということには必ずしもならない。

旧法との関係で、反対解釈をすればそうかもしれませんが、それだって従来も実は念のため規定だったという解釈も成り立ち得る。そこはどちらが真実の立法者の意思かは必ずしも判然としない。

○佐々木参事官 旧法が免除というのは、趣旨からも運用からも確立しておりました。

○福井主査 その場合は必ず免除せねばならないという、一種のミニマムの強行規定的な意味合いだったかもしれない。司法試験委員会が、例えばその年次の試験の要綱を決めるに当たって、去年の短答を生かすことができることは裁量の範囲内かもしれません。

○佐々木参事官 裁量の範囲という解釈はなかなか難しいのではないかと思います。

○福井主査 決めるということです。別に年ごとに変えるということではなくて、立法者が、司法試験委員会に委任しているのかもしれないということです。

○安念委員 新法がということですか。

○福井主査 そうです。旧法ははっきり決めてあるわけだけれども、そこは議論の余地がありますね。

○阿部専門委員 もともと司法試験のときに、一遍に全部受からなければいけないというか、今年はA科目で落ちて、来年はB科目で落ちて、次はC科目で落ちてと、変な問題が出るたびに落ちていくということで、よくできる人でもよく落ちていたのです。

税理士みたいに、最初からある程度以上取った科目は何年間か有効にとせよと、私がかねがね主

張しているわけですがけれども、誰も相手にしないわけです。短答は何年間か有効かにしろとか、短答は1点違いでよく落ちているのだし、どうせみんな忘れるのだから、一応そのときにそれなりの力があつたら、次に進めるというふうにしたらどうかというのをかねがね提案しているのですけれども、その議論はそもそも相手にされない。立案関係者は、みんなそういう社会にどっぷりつかっているからでしょう。おれたちはそれで通ってきたんだ。あんなの通らないのは馬鹿だというつもりで法律をつくっているのでしょう。

○福井主査 この問題は、予備試験ルートと法科大学院ルートの対等性、平等性の問題とも非常に大きく関係するのです。なぜならば一時期に、皆さんのような秀才にせよそうだと思うけれども、いろんな試験科目で、一遍にある一時点で、すべての科目合わせて合格点を取るというのは大変でしょう。反対の例は税理士ですけれども、今年はこの科目に集中しようとか、今年は教養だとか、今年は専門の何とか法だという方が、勉強する側にとっての参入障壁としては低い。地道に得意なところからやっていけるということです。

そこで余りハードルが高いものになると、結果的には合格率均衡基準はあるものの、もともと受けに来る人を狭めてしまうのでは対等とはいえなくなり、元も子もない。そこはもうさんざん議論して、その趣旨について、政府として法務省も含め、予備試験は、門前で入口を狭める趣旨ではないということは共通理解になっているはずです。そうしますと、短答、論文にせよ、一般教養試験を2回も課して、それぞれごとに、専門と合わせて一遍に勉強してこい、というのは、なかなか物理的な準備をするにしても、心理的な負担にしても、誰にとっても大変なことです。

法科大学院組の司法試験組は一般教養は要らないわけです。逆に言えば一般教養は、法科大学院の、一番学力の低い人だって身に付けている程度の教養を確認すればいいはずです。

そこをどういうふうに解釈するにしても、大学の学部の教養だって必死に勉強する人はそう多くはないはず。一般的には教養科目はある程度こなして、人のノートを借りたり、代返でもって何とか単位が取れるという大学はあまたある。それで本当に教養が身に付いたとは、当事者だって先生だって思っていないでしょう。

こういう試験になると、一回頭の中に本当にしまわないといけないし、学部の単位認定よりははるかに高いハードル、難しい関門をくぐり抜けないといけないことになる。それは法科大学院組と比べて受験を萎縮させる効果を持つことになる。

さっきの解釈論は、ざっと見た感じでは、別に去年、一昨年とか、2年間とか3年間はOKだと解釈する余地は十分あると思う。仮にそういう解釈がどうしてもできないとしても、こんなものがウエイトを持ち過ぎるのは予備試験を置いた政府の意図から見て望ましくない。

配点は、短答だと7対3ですか。論文だとこれはどうなりますか。

○山口課付 全体で500点満点になっておりまして、そのうち100点が法律実務基礎科目、法律基本科目が350点、一般教養科目が50点というウエイトになっています。

○福井主査 そう1割ということですね。論文のようにそれぐらいのところならばわからないでもないですが、基本科目と実務基礎科目で何が違うのですか。

○山口課付 法律基本科目はいわゆる憲法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政法、

この基本 7 科目のことです。

○福井主査 実務基礎科目というのは何ですか。

○山口課付 それが先ほど申し上げましたとおりなのですが、法律実務基礎科目というのは、ロースクールで行われている実務科目に対応するものです。

○福井主査 そうすると、短答の方はどう見るのですか。7 対 3 というのは、210 対 90 だから、7 対 3 という意味ですか。

○山口課付 はい。210 対 90 で 7 対 3 です。

○福井主査 これは何で 210 対 90 なのですか。

○山口課付 概ね短答式試験については、試験時間に応じた配点というのが 1 つ考えられるだろうということです。こちらの予備試験の日程イメージをごらんいただきますとわかるのですが、大体それぞれの試験時間を、例えば 1 科目当たりで見ますと 30 分くらいになります。憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法と、ある程度科目群のグループごとにやるといった場合でも、それぞれ 30 分くらいのウエイトを持ってそれぞれ置いていった場合に、こんなイメージになります。

○福井主査 科目ごとに何分間というのは、これからつくるのだから、別に先験的に 30 分ありきではないですね。

○山口課付 勿論そうなのですが、一般教養がそれに対して 1 時間 30 分です。

○福井主査 何で 1 時間 30 分なのですか。試験時間の比率で配点を按分するというのは、ほかにそういうたぐいの国家試験例というのはあるのですか。

○山口課付 一つの目安になるのではないかと。

○福井主査 余り聞いたことはないのですが、ほかにありますか。時間で配点を決めるというのは、結論から言うとおかしいでしょう。試験の配点は重要度で決めるものではないでしょうか。かりそめにも人様の一生を左右するかもしれない試験で、受けさせて、机に座らせていた時間の長短で配点を決めるという、その考え方自体がどこかいびつではありませんか。

予備試験というのは、何度も繰り返しここで確認して来たように、法科大学院修了者と同等の資質、能力があるか。その入口に達しているかどうか。それを判定する試験なのだから、それにふさわしい資質、能力、専門性のみを見るべきです。したがって、その限りでの一般教養の素地があるかどうかを見るべきですから、それは試験時間とは関係がない。

○佐々木参事官 この論点のパブコメの 2 のところに○が 4 つ並んでいますね。上から、各科目についてどのくらいの問題を出題して聞くのが適切かという、主査の御指摘の重要性です。その観点からこのくらいの問題で、このくらいの観点から問い立てして聞くのが適切であろうというのが書いてあって、そのくらいの問題とで問い立てをして、重要度のチェックをするということにはこのくらい時間をかけた方がよろしいでありましょう。そういう時間と問題数からして、こういうような点数配分がいいのではないかという形で流れています。

○福井主査 そこから論理の飛躍があるわけですが、15 問出そうが、20 問出そうが別にどうでもいいのです。それは試験時間との関係で適切に課せばいいけれども、かけた時間と、点数におけるシ

シェアとを連動させる必然性は全くありません。

考え方としても、短答が 7 対 3 で、論文が 9 対 1 などと、何で違うのですか。短答も 9 対 1 ならまだわかります。

国家公務員の一般教養でも、上手に試験を受けるならむしろ教養は捨てるべきだと言う助言すらまかり通っています。対策するだけ無駄だという指南をする人たちもいるくらいでして、かなりの重みを持って一般教養なるものを 2 回も受けさせるということに一体何の意味があるのですか。特に、論文と短答とで、何で 7 対 3 と 9 対 1 という差が出てくるのですか。

○佐々木参事官 まず初めには、短答式の問題である程度一般教養があるかないかというのをよく見てから、その上で論文のところはより法律科目の方を重視して見ていこうという。

○福井主査 短答でまず一般教養があるかどうかを見て行って、一定の教養は持っていてもらった方がいいに決まっているけれども、茫漠とした、言わば法科大学院の誰でもが身に付けているような、本試験の前提として身に付けている一般教養かどうかを見るのであれば、7 対 3 などと大きくシェアを取って、しかも茫漠とした範囲について負担を強いる合理性はありません。人文社会、自然科学、英語とか、こういうつかみどころのないものを試験勉強としてやれと要求するだけでも、縮み上がる人は多いでしょうね。そんな試験を是非たくさん受けたいと思う人は、幾ら秀才でも世の中にそう多くはいない。こういう試験は一種の参入障壁になり得る。それでもシェアが一定程度小さいなら、範囲のはっきりしている専門科目を頑張れば何とかなるかもしれない。

予備試験と法科大学院ルートの特等性から見て、法科大学院の誰もが持っている能力との比較で言えば、シェアが高いこと自体閣議決定の趣旨に反すると考える方が自然です。

○佐々木参事官 それは一つの御意見ですね。今の時点では、一般教養を、求めているということは、実際上は 4 年制の大学を出て法科大学院へ行って、そこまでに培った常識があるかないか、それをはかりたいと考えております。

○福井主査 法科大学院の誰もが持っている素養という基準と、どう対応するのですか。

○佐々木参事官 そこは中身をこれから詰めていくことを考えているわけです。

○福井主査 そうではなくて、まず、配点自体が不平等になっているのではないか、そこに問題がないかを検討すべきなのではないですか。これについては、配点が論文と短答で違うことについて合理性をきちんと論証していただく必要がありますし、そもそも違う理由について未だわかるように御説明いただけていない。

それから、短答試験についても、シェアが大きいということは、それだけ非常に重い負担を背負わされることになるということは間違いのないわけですから、それも含めて本当に法科大学院と同等なのかどうかという観点から検証の必要があると思います。

○佐々木参事官 同等になるように今から制度設計していこうということを考えておきまして、その中の一つの要素として、難易度などは今から調整していこうと、それと同時に進行で、例えば一般教養というのは、普通は人文科学、自然科学、社会科学の 3 分野プラス外国語と分けるのが適切なのではないかと。

○安念委員 大学設置基準での一般教養科目というのが、かつては、人文、社会、自然、語学、実

を言うと体育もあったわけですがけれども、さすがに体育はできないから、常識的にはこういうことなのか。こういうお考えということですか。

○佐々木参事官　そういうことです。もっとも、今では、設置基準の方でそのような区分が崩れて来ています。ですから、その中から選択してくださいという方向性を考えたわけです。

○福井主査　ところで、佐々木さんにお聞きしますけれども、私どもは規制改革会議を代表する立場でお話申し上げているわけですが、先ほどの一つの御意見というのはどういう意味ですか。

○佐々木参事官　御会議の意見として一つの御意見なわけです。

○福井主査　閣議で決まったことを、敷衍して申し上げているわけです。参入障壁にならないようにする必要があります。そのためには配点で一般教養科目が余りに大きなシェアを持つようだと、負担が多いから参入障壁になる可能性が出てくると言っているのです。

○佐々木参事官　そこを総合的に考慮しようということで、参入障壁にならないようにやっていると私どもも考えているわけです。

○福井主査　なるかならないかは、配点によっても決まるのですので、総合的な考慮だからといって、そこはさておきというふうにはならないのではないのでしょうか。配点がシェアの問題として非常に大きいということになると負担が大きくなるのは事実です。

○佐々木参事官　3割というものの評価ですね。

○福井主査　大きいと見る人もいる。だから、その議論が必要なわけです。本当にこれが負担として大きいのかどうかというのは、つかみで決めていい問題ではないわけです。実際の受験者の心理だとか、実際に類似の試験、例えば公務員試験でどういう配点でやっているのかなども参考にすべきです。あらゆる国家試験についても、具体的に参入障壁になるかならないかということに関しては、実証的に確認しないと答えは出ません。

そういう意味で、これはきちんと検証する必要があります。そういうことですので、これは真摯に受け止めていただきたい。どのようなものが合理的なのかどうかについて論拠を示してきちんと議論をすべきものです。

○佐々木参事官　御会議のお考えになっている意見が一つある。我々法務省が考えている意見もある。今の段階では相対的な位置関係ということでの検討は必要ですね。

○福井主査　そういうときには、制度を作ろうという法務省に挙証していただく必要があるのです。7対3がそれほど参入障壁にならない。同等性を損なわないというのであれば、なぜですかということについて、私どもがわかるように説明いただく必要があります。それについて説明もしないけれども、一つの意見として聞きおくということでは困りますので、念のために申し上げます。

○山口課付　一般教養科目のことなのですが、これは御存じだと思いますが、予備試験というのは受験資格に全く制限がないわけです。これは旧司法試験の第二次試験とも違いまして、旧司法試験も、いわゆる司法試験と呼ばれている第二次試験の部分というのは、大学での一般教養課程1、2年生を終わっていないと受けられないような形になっていたわけなんです。

今度やる予備試験というのは、そういうものが全くないわけで誰でも受けられるわけですから、ある意味で、一般教養という部分は、法律以外の、法律と全く関係ない部分というのは一定程度聞

かないと、その部分というのは学歴等で判断しているわけでも、資格制限があるわけでもないです。そうすると最初にまず行う短答の段階というのは、一定程度、一般教養のウエイトが、ある程度あっても合理的なのではないかということではないでしょうか。

それをクリアした人というのは次に論文式試験で能力がはかれる。その段階では、一般教養のウエイトが短答よりは小さくなる。そういう考え方だと思います。

短答と論文で違いがあるから、合理的ではないというふうにはならないと思います。

○福井主査 別に一般教養を聞いてもいいのだけれども、ここでの論点は、法科大学院との対等性だけです。法科大学院にもいろいろあるし、法科大学院生のみんながみんな、一般教養を十全に備えているということはありません。

法科大学院さえ出ていれば、今は誰もが一般教養など一切問われずに専門試験だけを受けられるのです。

そこの関係で対等かどうか、という点だけが論点です。およそ法曹たるものは一般教養は備えていてください、などという、そんな途方もない大きな議論をしているわけではないのです。

○山口課付 勿論、司法試験委員会でも、現在の大学に求められる一般教養というものが、従前と異なっているということも当然考慮に入れられたわけでございますし、当然、法科大学院の中で、一般教養自体は教えていないということも考慮されたところでして、そういうような観点も踏まえて、人文、自然、社会、英語の分野から出題するけれども、その中から自由に選択できるようにしようという形になっているわけです。

○福井主査 それはもうわかっています。そうじゃなくて、シェアが高いということが負担になるのではないかということと、これを受けた人の一般教養における出来、不出来の分布が、法科大学院を総じて見たときの一般教養の能力の分布と、似たようなレベルなのかどうか。重要なのはそこです。一般教養が要らないなどと言っているわけではありません。だけれども、要求水準が法科大学院生のすべてが備えているものと同等的なのかどうかというところのみが論点であることを認識いただきたいのです。

シェアが高くなると、それだけで不利になるし、一般教養で高級なこと、瑣末なことが課されたとき、一般教養に関して、法科大学院生の下限值や法科大学院生のすべてが備えている水準よりかなり高いものを要求することになりかねないわけです。

○山口課付 今後さらにパブリック・コメントなどの意見の結果を踏まえて、この比率、割合等についても、具体的に検討するものと承知しているのですが。

○福井主査 正式に問題認識として私どもも今意見を申し上げました。パブリック・コメントの結果は参考にさせていただいたらいけれども、私どもとして、この点について今申し上げたような疑問が払拭されないと、単純に一般教養はある程度のシェアの配点ままそのとおりどうぞやっていただいで結構、とは申し上げにくくなります。

○山口課付 今の時点で7対3だったら非常に大きいとまでは言えないのではないですか。配点比率だけを見て、一般教養が不当に大きな障壁になっているというのは、この7対3の比率だけを見ては逆に言えないのではないですか。

○福井主査 9対1より大きいです。

○山口課付 その程度の相対的なことでしかないではないですか。一般教養が半分を超えている、法律よりもはるかに大きくなって逆転しているというまでにはなっていないのですから。

○福井主査 いえ、これは、受験者心理だとか、実際の試験準備負担がどれくらいになるか、実際にどの程度の教養の持ち主が足を切られ、どの程度の人なら合格できるのか、などというシミュレーションをしないと、直感的にわかる話ではないのです。ですから、そうであればこそ、きちんと資料で説明してほしいし、そうしていただく必要があります。

○安念委員 一つの考え方にしかすぎませんが、法科大学院は専門職であるけれども大学院なのだから、学部を卒業していることが原則です。そうすると、学部で卒業するのに必要な単位と、法科大学院を卒業するのに必要な単位とを、法科大学院を卒業するまでには取らなければならないわけです。そのうちの伝統的に教養と言われているものは大体どれくらいのウエイトを占めるのかというのを、一つの考え方としてはあり得るのかなと思います。これも厳密な基準にはなりはしませんけれどもね。

シェアについては勿論非常に重要な問題で、もう一つ負担という問題を考えると、我々が公務員試験を受けたころは、表示自体が茫漠としたもので、何をやっていいのかわからなかったけれども、それまでに何年も試験をやっているから、大体中学の入試みたいなものが出るのだなということはわかったわけです。

今回の場合は何にもわからないから、少なくとも最初のうちの何年間かは全く何を勉強したらいいかわからない。これはこれでシェアとは別の負担だということになりますね。その辺の工夫というか、大体こんなところだよという相場観みたいなものを事前に持ってもらおうという工夫というのはいり得るものですかね。

○鈴木参考人 ちょっと言いたいのですけども、この試験を5月から始めて10月までに合否を決めるという、決めたからと言って司法試験に合格するわけではない、司法試験を受ける資格ができたにすぎないわけです。

これを見ていると、これだけやったのだったら司法試験合格といってもよいではないかと言いたくなる程度の話です。

そんなことを言っているのではないわけで、我々が提言したのは、いちおうスクリーニングをするというだけのことです。予備試験を受けさえすればフリーパスだと言って、法科大学院卒業生が1,000人おるとして、予備試験合格の人が5,000人もいたら大変でしょう。その人たちみんなに司法試験を受けさせるわけにはいかないことはわかる。わかるからそれを絞るために、第1次スクリーニングをやってもいいということを行っているだけのことです。

第1次スクリーニングをやったときの予備試験合格者の一番最後の人と、法科大学院を出てきた人の一番最後の人が、本番の司法試験を受けたときに、ともに500点を取ったとする。これは違うところで勉強しているのだから、あらかじめそういうふうによくいくようにするということは無理です。無理だけれども、大体そんなところにねらいをつけてやってみると、法科大学院を出た人が実は500点ではなくて300点だった。予備試験を受かってきた人が500点だとしたら、翌年度

は予備試験の合格点数をもう少し甘くするなどして、そういうふうにしてスクリーニングをかけていくということを言っているだけであって、このままやっておいたら、この後司法試験を受けて、同じようなことをやるのでしょうか。そこまでやる値打ちがあるのか。

○福井主査 各科目 10～15 題などの数値は、機械的基準の積み上げのように見えるのです。今、鈴木参考人から申し上げたように、基本的に予備試験の趣旨は法科大学院生ならだれでも受けられる本試験の受験の入り口に到達している、ということ念のために確認する試験であって、それ以上でも以下でもないわけです。

とすれば、ここに書いてあるような、一般教養科目の負担は重過ぎるのではないかという疑いをぬぐえない。特に配点において。何を出すかは一概には決められませんけれどもね。

検証していただいて、再考していただくことが必要だと思いますので、お持ち帰りいただいて御検討いただきたいと思います。

○鈴木参考人 私に言わせると、この予備試験を考えた人は、この試験の役割とか、位置付けをどう考えられたのか。これでは予備試験合格即司法試験合格と言っていいではないかというような仕組みになっている。我々が言ったときはそんなことを言ったわけではない。その後ちゃんとチェックするわけだから。

○佐々木参事官 出題されている問題のレベルは、お考えになっておられるものとはちょっと違うと思うんですが、鈴木参考人のおっしゃることは非常によくわかります。受験資格を与える程度なものなので、そんなに高度なことをやって、司法試験と全く変わらないことをやることは、かえっておかしなことになるということもわかっておりますし、教養のところで無意味なハードルをかけてふり落とそうということを考えているわけでもないわけです。

出題の問題数だけで物が決まるわけでもないし、難易度だけで決まるものでもない。そこは総合的に考えて、不利益にならないようにやらなければいけないということはわかっているわけです。

その中の 1 つの案として、こういうふうにはパブコメに提示したということです。

○福井主査 配点が高いと受験対策を物すごく極端に真面目にやらないといけないという心理的影響を与えることは間違いありません。そこは非常に重要なのです。中身がどれくらい高度か、実際にどれくらいの合格最低点をつけるか、などということとは関係なく、要するに広い範囲の科目が一定のウエイトを持つと、これはどんな試験でもそうですけれども、受験勉強負担が大変になることで、試験自体が敬遠される効果を生むのは間違いありません。その観点からの懸念があるということをおっしゃっているのです。

いずれにせよ、我々は、閣議決定で決まったこと、決まった基本方針が実務的にもきちんと反映されるように粛々とやっていくという点で共通の責務を負っているわけですから、できるだけ建設的に協力していただきたいと思います。

これは持ち帰っていただいて、今のような懸念について議論を深めていただだけませんか。よろしいですか。

○佐々木参事官 現時点では制度設計の問題には、配点もありますけれども、そこで聞くレベルというのも一つの要素であって、総合考慮であって、初めから配点比率だけで物事が決まるというに

は、考えておりません。

○福井主査 そうであっても、配点比率も非常に大きな重要な要素なのです。配点要素が大きいだけで、ひるんでしまうということもあり得るわけですから、そういう効果も考えていただきたい。基本的に目的は同等です。予備試験と法科大学院修了者との同等ですから、同等にならないで、法科大学院生のレベルではないような、もっとはるかに高い人だけが受けてくるということには決してならないようにしていただく必要があります。

○山口課付 その点については、一番最初に書いていますように、第1の一般的に配慮すべき事項の2番目の○に書いていますのですけれども、公平に新司法試験の受験資格が与えられるように配慮する必要があるというふうに明記しておりますし、結局、予備試験は新司法試験の受験資格を与えるものだとすることを踏まえて、3番目の○ですけれども、予備試験は、新司法試験を受験する資格を与える試験であることから新司法試験との関係に留意するとなっております。

○福井主査 個別にそれをちゃんと具体的各論にも及ぼしていただきたいということです。

○鈴木参考人 そのとおりなのだけれども、その配慮が公平かというのは、何が公平かといったら、予備試験と法科大学院との公平ですね。それが今の基準の中で、どこに反映されているかという、見当たらないのです。予備試験の合格者は、優秀な人を公平に選ぶという頭で考えているだけどもいえ、ちょっと本来の目的から外れてはいないかということを行っているわけです。

○福井主査 合格率均衡基準だけでは敬遠する効果は読めません。これは、繰り返し年末にも議論していますが、広く受けに来てもらえる試験にするためには、余り途方もない負担を背負い込まされる試験だという印象を与えないことが重要なのです。その観点から、この7対3の配点比率は極めて懸念があります。御検討ください。

○佐々木参事官 いろいろな要素の中の一つとして検討を更にしていきたいと考えております。

○福井主査 そうじゃないのです。この方針については、確定するに当たって私どもとしても今の観点から検証させていただきますので、それについてはきちんと私どもがわかる形で御説明なり資料の提供いただきたいということです。よろしいですか。

○阿部専門委員 予備試験で公平というと、一つひとつ受けていくというのが公平性であって、法科大学院生の一般教養などというのは、大学の入学試験とか、あるいは法科大学院へ来る適性試験とか、何かでやってきているということで、司法試験を受けるときには免除されていたわけです。みんな別々の時点でやっているわけです。一度にすべて準備しなくてもいい。それだとやりやすいわけです。

予備試験は、ほぼ一緒に試験をやるのですね。これはきついです。一般教養だけは、ある年受けて受かったら、将来全部免除するとやらないと公平じゃない。大学入学資格は、一回受かったら永久に消えませんか。適性試験は？

○安念委員 あれは適性かどうかを決めるものではありません。

○阿部専門委員 大学の方で考慮するものだけれども、教養の力があるかどうかは、みんな別々にの時期に受けているから、一遍に勉強しなくていいというので非常に負担が軽いわけです。一度に全部やれと言うと非常に負担が重い。

ももとは予備試験が何で要るかという疑問がある。最終試験に合格する者で、予備試験には受からないという者がいるのか、要するに一般常識に欠けている者が、新司法試験を通るとしたら、そもそも新司法試験の問題をつくり方、採点の仕方がおかしいのではないかと考えるべきではないか。余りたくさん受けに来られては困るということだけで足切りするという意味でしか予備試験は意味は考えられない。

そうではなくて、最終試験は受かるけれども、予備試験に合格しないような常識外れがいるのかということを知りたいのです。

○福井主査 またいずれということで、あとは問題提起だけをしておきます。

さっきも言いましたけれども、短答試験に一度合格すればそれがその後も有効ではないかという解釈についても御検討いただいて教えていただきたいと思います。仮に解釈論上どうしても読めないというのであれば、では短答試験を分離するとか、あるいは短答、論文それぞれについて存在する一般教養については分離して、例えばその部分については足切り点を越えていれば、例えば生涯有効とするというような立法的な可能性についてどう考えるか。これについても次回また教えていただきたいと思います。

いずれにせよ、今、阿部委員専門委員からも申し上げたように、負担を一遍にできるだけ背負い込ませることで試験を敬遠させるといったことが起こってしまうことは、ももこの予備試験という制度の設計に当たって一番憂うべきことでした。そうならないようにあらゆる手段を講じていただかないとまずいと思います。

○阿部専門委員 もう一つ、法律実務基礎と言うものは、新司法試験には出ません。法科大学院では学ことにはなっているけれども、どんな成績を取ったかわからないけれども、法科大学院は出ています。新司法試験の試験科目の中に、法律実務基礎がわかっていないと、受かりにくいような問題は必ずしも出ませんよね。それなのに何で予備試験で出すのかということなのです。

○佐々木参事官 新司法試験で要件事実など聞いてくるのは、それは多分民事の実務基礎なんです。だから、ごっちゃになってしまっているわけです。

○阿部専門委員 私は弁護士になってびっくりしたのは、裁判官に2人に1人は証拠評価能力がない。めちゃくちゃ間違えている。だから、一般教養でも証拠を正しく認定できるかどうかという試験をやりたいから、実務基礎では、要件実論などよりも、そこではないかと思って、それだったら、新司法試験の方でもやるべきではないか。そちらもやっていなかったら不公平ではないかと思ったのですけれども、その公平性をどのように確保するわけですか。新司法試験に事実認定試験を出して欲しい。この刑事訴訟法、民事訴訟法の中に、事実認定を出すべきだと。刑事裁判でも、法律などはほとんど使っていない。大部分は事実認定です。

○福井主査 それも含めて次回続きを議論させていただければと思います。

○鈴木参考人 とにかく制度設計をするに当たって一番気にしたのは、バイパスルートを認めるということです。この予備試験のやり方はバイパスルートを認めるということに対して、支障をつくらぬか。予備試験をやると言っても、若干のスクリーニングをかけて、余りにも多くバックグラウンドのない人が受けては大変だろうから、それだけの手間を省くというくらいの気持ちで考えての

ものです。そうしたうえで、双方のコースでの最低点が同一レベルであるべきという例の仕組みが、議論の中から出てきたわけです。

今回のこの決定を見てみると、憂うべきことは、あのときに憂いた事柄が何となくその通りになろうとしているのではないのか。制度設計するとそういうふうになってしまうものだなという感じがして、非常に危惧の念を抱きます。これを見ると正直言ってびっくりしてしまうという感じです。

○福井主査 必要に応じて軌道修正等をお願いすることになると思います。

3番、4番なのですが、この選定の公平性、透明性なんですが、考査委員、経歴、教育歴、学識等については、これは勘案して選任されるという点はそのようになっているのですか。公表されているのですか。

○山口課付 考査委員は公表しております。

○福井主査 考査委員ごとにここに当たるようなものは公表しておりますか。

○山口課付 しておりません。

○福井主査 公表できないのですか。

○阿部専門委員 実際にどういう業績やどういう経歴があるかということまで書いてほしい。何とかの本があるというのではだめと言うのが私の意見で、大体本がない人が多いけれども、本があってもだめで、どういう見識があったのでこういう本を出しているということまでわかるようにしてくださいな。

○福井主査 選任の前提になった経歴、教育歴、学識とかについてホームページで公表して何か支障がありますか。

○山口課付 それは先生方それぞれの個人情報に該当する部分もございますので、選任の根拠となる理由につきましては、個々に公表するということはしておりません。

○阿部専門委員 何でそれは個人情報なのですか。個人情報で世間に知られたくないなら、なぜそれを司法試験委員会が掌握して判断できたのですか。世間に知らせない情報で判断したことになるわけですか。

○山口課付 外部に公表されている情報であるならば、それは個々に選任された考査委員の名前は出しているわけで、特定もできるわけです。どの人にどういう著作物があるということは、一般には容易にわかると思います。

○福井主査 選任の根拠としての業績や教育歴です。だから、法務省がどの情報を使ったのかということがわからないと検証のしようがない。一般的にホームページなどでわかる情報ということではないのです。

○阿部専門委員 国会図書館へ行けば、どんな論文や本があるかくらいはわかるけれども、タイトルだけです。

○福井主査 どの業績なり、どの教育歴の、どの側面に着目して、どういう理由で考査委員に選ばれるのか、というのをきちんと透明にしましょう、というのがこの趣旨です。ちょっと誤解があるかもしれません。

今日は余り時間もないのでそろそろ打ち切りますが、個人情報みたいなことを考査委員に開示せ

よというわけではない。この人の家族はどうだとか個人的経歴にこういうことがあったなどというのは多分審査委員の資質とは関係がない。どんな論文を書いたとか、どんな授業をどこの教育機関でして来たのかとか、研究や教育の履歴について、本人がこんなものは公表されては困るということは、研究者の場合、あまりあるとは想定しにくいのです。

○山口課付 経歴に関しては、必ずしも自分でオープンにされているとは限りませんので。ただある程度、どこで何年教えてその後どこで何年教えてというのは、ご自身でオープンにされている方もおられると考えております。

○福井主査 細かい情報はくるめることができる。概ね何々法について何年間程度の長年の教育経歴があつてなどと、くるめ方はいろいろあると思うけれども、全く非開示にしなければならないとは言えないはずで。それだけの理由では。

これも次回お願いします。もともと昨年12月に議論があつたのは、とにかく検証できるようにしていただきたいということで、そうであれば差し支えない範囲で、プライバシー情報は、勿論興味ないわけですが、審査委員の資質として判定材料になり得ることについては公表していただくよう検討していただく。もしまずい事情があるのであれば、個別にこの事情はまずいということをお聞きしたいと思います。

○山口課付 それは応じられないと思います。

○福井主査 それは理解に苦しみます。もともとの答申で決まったことはやはりできるだけオープンにさせていただくということですね。

○山口課付 答申にはそのように言及されておりませんし、そのように書かれておりません。経歴等を十分勘案して選定するというので、案文が決まったという経緯もございます。

○福井主査 それはどこに書いてあるのですか。審査委員の職務が、非常に高度な専門的学識等を要求されることにかんがみ、審査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにすべきであるとあります。これは議論の経緯もあつて、まさか覚えていないとおっしゃらないと思いますが、例えば経歴の細かいことはともかくとして、教育歴とか学識、例えば業績等を中心としたものですが、こういったものは昨今では基本的に各大学でもオープンになっている場合がほとんどです。

しかも、客観的な判断の下で選任ということは、それに客観性があるかどうかについて、国民が見て、あるいは関連分野の専門家が見てわかるものでないと、客観的かどうかの検証もできませんし、反証も挙げられません。

情報についてはできるだけオープンにさせていただいて、その情報をどのように勘案したのかがわかるようにしていただく趣旨が当然含まれていると私どもは理解しています。当時の議事録でもそういうやりとりはあつたはずで。

○山口課付 公表という趣旨は含まないということであつたと思っております。

○福井主査 我々との間で、実際にそうしようということで合意していましたか。

○山口課付 きちんと経緯は持ち帰って確認をしますが、そこはそのような公表するというお話ではなかったと承知しております。一度そここのところは経緯を確認します。

○福井主査 何が何でも公表しなければいけないとまでは言えませんが、少なくとも、ここに該当するようなもので一般的には当然オープンになっている情報も実際に多くあるわけで、その中の法務省として認識した事実はこちらです、ということは可能な限りはできるだけ公表していただくのが、この趣旨に則すると思います。どうしてもまずい事情があるのかどうかというところがよく理解できない点があるので、そこは次回に議論させていただければと思います。

採点実感等は、先ほどいただいた憲法などの、幾つかの資料ですか。これはインタビューなのですか。

○山口課付 一番最初にありますのが「新司法試験論文式試験問題出題趣旨」というタイトルのものがあります。これは全論文式試験の問題についての出題のねらいを記載したもので、これ自体まず相当に詳細なものになっています。

○福井主査 これはインターネットに出ている情報ですか。

○山口課付 これはインターネットで全部見られます。

○福井主査 全部出ていますか。

○山口課付 はい。

○福井主査 ヒアリングの概要などという、◎○□はなんですか。

○山口課付 2つ目というのが、その2段階目として、これはさらに採点実感、もう一度出題の趣旨で、より強調したい点と、採点した結果、具体的な答案にこういう問題点が現れているとか、受験生が勉強するのに注意してもらいたい点とか、そういったこともさらに情報としてペーパーで出しております。

これを司法試験委員会で公表するとともに、さらに口頭で司法試験委員会でヒアリングも行ってまして、そのヒアリング。

○福井主査 それを書いた人からですか。

○山口課付 これは科目としての。

○福井主査 採点した人からということですか。

○山口課付 はい。個別に採点した人からヒアリングを行ってまして、そのヒアリングの結果についても公表しています。こちらはヒアリングですので、質疑応答になっていますので、◎とか□という記号が入っています。

○福井主査 例えば、公法と憲法とか行政法について、この3点をじっくり読めば、どういうことに気をつけて、どういう答案を書けば、満点近くを取れるとか、あるいは落とされるのかということが判断できる内容になっているわけですか。

○山口課付 読んでいただければおわかりになるとおり、相当詳しい内容でして、これは、どのような答案が望ましいかはわかるものです。

○福井主査 模範答そのものではないけれども、回答の仕方のポイントはわかるということですか。

○山口課付 はい。

○安念委員 こういう答案は誰にも書けないだろうという中身はわかります。私は割によくできていると思います。この論点には何点ということは書いていませんよ。こういうことを書くべきだと

いうことはわかります。

○福井主査 どこが書けていれば何点与えるとか減点するとか、そういうことは書いていないのですか。

○安念委員 そういうことは書いていない。

○福井主査 それを公表できないのですか。

○山口課付 具体的に何点ということを書いていません。

○福井主査 中には基準はあるのですか。どこが書けていれば何点与えるとか、あるいはどこが書けていなければ何点減点とかいうことです。

○山口課付 考査委員会議で申し合わせされているのは、何点以上に何%くらいを付けるという目安というものは採点基準としてあります。

○福井主査 公表されないレベルでは、例えばポイントになる減点、加点が何を理由にして何点くらいという基準は存在しているのですか。

○山口課付 それは試験の実施に関わることで、こちらでは申し上げられません。

○福井主査 その他ございますか。鈴木参考人、よろしいですか。

○鈴木参考人 結構です。

○福井主査 今日お話をお伺いしておいてよかったと思いますが、幾つか新しい論点も出ました。できるだけ余り時間をあけない時期に続きの話もお伺いしたいと思いますので、本日の問題提起につきまして、次回の御準備をお願いできればと思います。

今のようなことについて、どれくらいで作業できますか。あまり時間をかけても仕方ないと思います。

○野原部付 どういう項目が上がったのか、事務局の方からいただいて、それでないと、何とも言えないです。

○佐々木参事官 項目を確認しておかないといけませんね。追加の項目とかが、増えてくるとすると、その対応の時間も要りますから。

○福井主査 できた分だけでもできるだけ早くということですか。

○佐々木参事官 はい。

○福井主査 それでは、今日はこれでとりあえず終わりたいと思います。次回の準備もよろしくお願いたします。

以 上